

○ 避難所

石川 永子

■避難所について

大地震が発生した時のことを想像してみましょう。あなたはどこにいますでしょうか？ 自宅で家事をしていたとしたら、住宅が被害を受けた場合や余震から身を守ったりするために、指定された地域の避難所である小中学校に避難することになるでしょうし、もし、都心で働いていたり学校に通っていたりして帰路の途中で公共交通機関が動かず帰宅困難者となり、企業や大学や職場や、近くに開設される避難所に行くことになるでしょう。また、地震の揺れで建物の被害が小さい、たとえば集合住宅であれば、エレベーターが停止したり、電気や水道が止まっても、避難所には行かずに家に留まるかもしれません。また、事前に避難所として指定されていない公共施設や地域の集会所等に集まる人もいるかと考えられます。

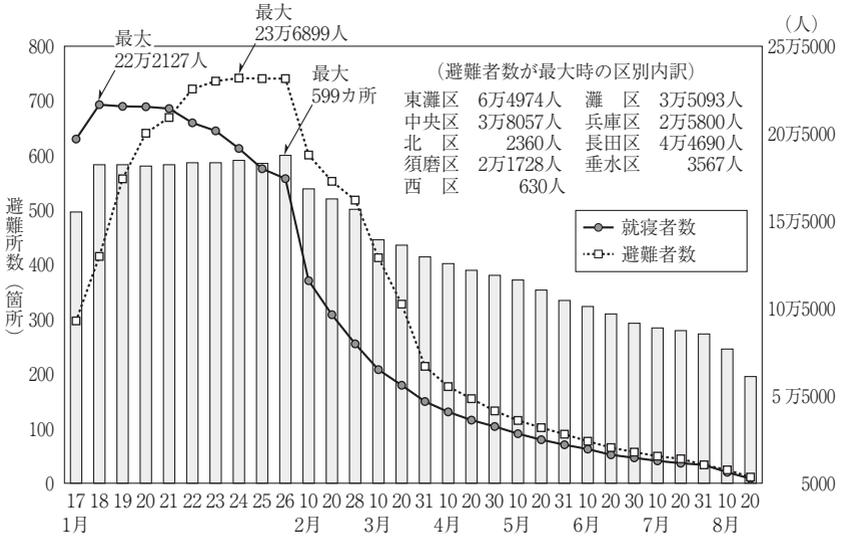
東日本大震災では、津波の被害により多くの指定避難所が被害を受け、道路が寸断されて多くの地域が孤立するなかで、高台にある小中学校のほかに、福祉施設や旅館・ホテル、神社や寺院、被害を免れた近隣や知人宅で避難生活を送った人も大勢いました。ホテルや旅館については、避難所として指定された場合、災害救助法の規定で国が避難者数にあわせて経費を負担することになっています。また、高齢者の一部など、一般の避難所では生活することが難しい人を対象とした福祉避難所も設置されます。巨大災害になるほど、避難生活をおくる空間が多様化します。

■地域拠点としての避難所

図表1は、東日本大震災、阪神・淡路大震災の避難所の避難者数（宿泊者数、食料等の配布を受けている人数）です。

首都直下地震では、高層マンションや団地等、建物に大きな被害がなくてもライフラインやエレベーターがとまり、周囲の店舗で食料を購入することが困難になるなどするために、日中は、自宅ほか、当該建物の集会所等や避難所に滞在し夜は自宅に戻る世帯なども多くなると考えられます。これらの人びとは、

図表 1 神戸市内での避難者および避難所数の推移



出典：神戸市 1996『阪神・淡路大震災——神戸市の記録 1995年』221頁

情報や物資の入手、仮設トイレの使用などが避難所にくる主な目的となることも多いです。被災後の避難所では、これらの人びとの分も対象として物資等の仕分けなどを行うのですが、被災後の混乱なかで、自宅を失った避難所生活者とこれらの人びとで、避難所の使用や物資の配分で議論になることも多く、災害前から、地域で「避難所は災害後の地域拠点として、宿泊者以外の支援も行う場所である」という共通認識をもち、加えて外部からの物資やボランティアや医療支援の受け入れ等も含めた地域の拠点としてのコーディネート機能をもつことと共に、宿泊の有無にかかわらず積極的に避難所運営にかかわることが重要です。

■避難所の立ち上げ

避難所の開設については、小中学校の場合、施設管理者である学校長や教員が鍵をもっているだけでなく、行政職員のうち災害後避難所に向かう担当の職員や、地域の避難所運営協議会の役員が鍵をもっている場合も多くあります。

また、避難所を開設するときは、被災者に入ってもらう前に、あらかじめ通路を確保し、たとえば自治会毎にまわって座れるように、避難所の運営協議

会等で、事前にルールや開設の段取りを決めて訓練をしておくことが大切です。また、避難者を受け入れる際に、避難者名簿を早期につくれるように、住民の名簿（とくに、高齢者等の要配慮者の名簿）を整備しておくことが望ましいです。ただし、東日本大震災では、津波で名簿が流されたり避難で混乱していて名簿が活用された例は多くありませんでした。そこで、避難所では、避難者が名簿を作成すると共に、壁に名前を書いた紙を張り出し、訪れた親族や知人が確認できるようにしていました。

■避難所の運営

避難所では、避難所の代表者や副代表者、近隣などで班をつくりその班長、各係（たとえば、物資班、炊き出し班、救護衛生班、情報連絡班、庶務班など）のリーダーや、各避難所を担当する行政職員、応援職員等が、定期的（毎朝など）に集まって、情報共有や運営に関するミーティングを行います。それ以外にも、地域性や被害状況によっても異なりますが、避難住民は、生活水や井戸の水汲み、孤立した集落の場合は道路啓開、人命救助・捜索、外部支援が届かない初期の段階では、地域内や近隣地域からの物資調達等が行われることもあります。災害が巨大になればなるほど、外部支援が入るまでの地域内での助け合いが重要になってきます。

■避難環境

避難所では、高齢者等の災害時要配慮者へのケアとともに、長期避難にそなえ、プライバシーへの配慮や、インフルエンザや食中毒の蔓延を防止するための衛生管理などが必要で、そのために、保健師等が避難環境のチェックリストを作成し、改善活動を行うことが重要となります。

仮設トイレの数や場所や種類（足腰の悪い人等への対応）、女性や子供への配慮（更衣室・授乳室等の空間の確保や遊び場等）、プライバシーの確保（パーティションの有無や高さ、洗濯干し場所等）、障がい者への配慮（情報伝達方法等）、寒さ熱さ対策、衛生・保健（土足厳禁、医療スタッフや健康相談の場所）、本部やミーティングの場所、物資管理空間、情報掲示方法等の検討が必要となります。また、ダンボールベッドや畳床を活用した要支援者の福祉スペース・福祉避難所で必要な介護用品、外傷だけでなく慢性疾患患者への薬、食物アレルギー対応の食事等、多様なニーズにあった設備・物資の準備等が必要となります。